

令和3年第6回

各務原市議会定例会議案

令和3年11月26日

## 目 次

議第 77 号	令和 3 年度各務原市一般会計補正予算（第 11 号）	別冊
議第 78 号	令和 3 年度各務原市一般会計補正予算（第 12 号）	別冊
議第 79 号	令和 3 年度各務原市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議第 80 号	令和 3 年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 81 号	令和 3 年度各務原市水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 82 号	令和 3 年度各務原市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議第 83 号	各務原市附属機関設置条例について	1 頁
議第 84 号	各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	14 頁
議第 85 号	各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	18 頁
議第 86 号	各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	20 頁
議第 87 号	各務原市手数料条例の一部を改正する条例について	24 頁
議第 88 号	公の施設の指定管理者の指定について（各務原市桐野町ふれあいセンター）	28 頁
議第 89 号	公の施設の指定管理者の指定について（岐阜かかみがはら航空宇宙博物館）	29 頁
議第 90 号	市道路線の認定について（市道鶉 1418 号線ほか 1 路線）	30 頁



議第 83 号

各務原市附属機関設置条例について

各務原市附属機関設置条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるため、この条例を定めようとする。

## 各務原市附属機関設置条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、別に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 市の執行機関等（執行機関並びに水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。以下同じ。）は、別表第1の執行機関等の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の附属機関の欄に掲げる附属機関を置くほか、担任する事務に応じ、それぞれ別表第2の附属機関の欄に掲げる類型の附属機関を置くことができる。

### (所掌事務)

第3条 附属機関の所掌事務は、それぞれ別表第1及び別表第2の所掌事務の欄に掲げるとおりとする。

### (組織)

第4条 附属機関は、それぞれ別表第1及び別表第2の委員の定数の欄に掲げる数以内の委員をもって組織する。

2 委員は、別表第1及び別表第2の委員の構成の欄に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関等が委嘱し、又は任命する。

### (委員の任期)

第5条 委員の任期は、それぞれ別表第1及び別表第2の委員の任期の欄に掲げるとおりとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (会長等及び副会長等)

第6条 附属機関に、会長又は委員長（以下「会長等」という。）を置き、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、附属機関を代表する。

3 附属機関に、副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置くことができる。

4 副会長等（副会長等を置かない附属機関にあつては、会長等があらかじめ指名す

る者)は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 附属機関の会議(以下「会議」という。)は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、委員の任期満了後新たに委員が委嘱され、若しくは任命された場合又は附属機関が新設された場合において最初に会議を開くときは、執行機関等が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長等は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

5 会長等は、緊急を要するとき、又は災害、感染症のまん延防止等やむを得ない理由があるときは、委員に書面を送付し、又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を送信し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。この場合においては、第2項及び第3項の規定を準用する。

(部会等)

第8条 附属機関は、必要に応じ部会その他これに類する組織を置くことができる。

(守秘義務)

第9条 委員及び会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が当該附属機関に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(各務原市特別職報酬等審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 各務原市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第46号）
- (2) 各務原市特定空家等審査会条例（平成30年条例第3号）
- (3) 各務原市総合計画審議会条例（昭和47年条例第6号）
- (4) 各務原市公害対策審議会条例（昭和42年条例第8号）
- (5) 各務原市障害者施策推進協議会条例（平成19年条例第11号）
- (6) 各務原市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第37号）
- (7) 各務原市上下水道事業経営審議会条例（昭和48年条例第17号）
- (8) 各務原市史編さん委員会条例（令和3年条例第18号）

（経過措置）

3 この条例の施行の際、現に別表第1又は別表第2に掲げる附属機関に相当する合議体（以下「従前の附属機関等」という。）の委員等である者は、この条例の施行の日に、それぞれ当該別表第1又は別表第2に掲げる附属機関（以下「新附属機関」という。）の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱され、又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、同日における従前の附属機関等の委員等としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 この条例の施行の際、現に従前の附属機関等の会長等又は副会長等である者は、この条例の施行の日にそれぞれ新附属機関の会長等又は副会長等として定められたものとみなす。

5 この条例の施行の際、現に従前の附属機関等にされた諮問で答申がされていないものは、それぞれ新附属機関にされた諮問とみなし、当該諮問について従前の附属機関等がした審査、調査審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした審査、調査審議その他の手続とみなす。

（各務原市総合計画策定条例の一部改正）

6 各務原市総合計画策定条例（平成25年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条中「各務原市総合計画審議会条例（昭和47年条例第6号）に規定する」を「各務原市附属機関設置条例（令和3年条例第 号）別表第1に掲げる」に改める。

（各務原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例の一部改正）

7 各務原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成26年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ）」を「各務原市附属機関設置条例（令和3年条例第 号）別表第1に掲げる各務原市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という）」に改める。

第4条第1号ウ中「省令」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」に改め、同条第2号中「地域包括支援センター運営協議会」を「運営協議会」に改める。

（各務原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

8 各務原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）」を「各務原市附属機関設置条例（令和3年条例第 号）別表第1に掲げる各務原市地域包括支援センター運営協議会」に改める。

別表第1（第2条—第5条関係）

執行機関等	附属機関	所掌事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
市長	各務原市特別職報酬等審議会	市議会の議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について調査審議すること。	8人	(1)市内の公共的団体等の代表者 (2)市民	委嘱の日から調査審議が終了するまで
	各務原市特定空家等審査会	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等に該当するかどうか及び同法第6条第2項第6号	6人	(1)学識経験を有する者 (2)関係行政機関の職員 (3)その他市長が適当と認める者	2年



	に規定する特定空家等に対する措置の実施について審査し、その他空家等に関する施策について調査審議すること。			
各務原市 まちづくり活動助成金審査会	まちづくり活動助成事業の採択について審査すること。	5人	(1) 学識経験を有する者 (2) 地域団体及び市民活動団体の役員等 (3) その他市長が適当と認める者	1年
各務原市 総合計画 審議会	各務原市総合計画の基本構想及び基本計画の策定及び変更について必要な事項を調査審議すること。	25人	(1) 学識経験を有する者 (2) 公共的団体の役員等 (3) 教育委員会の委員 (4) 農業委員会の委員 (5) 関係行政機関の職員 (6) その他市長が適当と認める者	委嘱又は任命の日から調査審議が終了するまで
各務原市 指定管理者選定評価監視委員会	地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の候補者の選定について審査し、及び指定管理者が行った公の施設の管理に係る評価について調査審議すること。	6人	(1) 公の施設の適正な管理に関し優れた識見を有する者 (2) 市の職員	委嘱又は任命の日から審査又は調査審議が終了するまで
各務原市 ネーミングライツ・パートナー選定委員会	市の施設等に通称を命名する権利を付与する事業者の選定について審査すること。	6人	(1) 当該施設等の利用団体等の代表者 (2) 市の職員 (3) その他市長が適当と認める者	委嘱又は任命の日から審査が終了するまで
各務原市 入札監視委員会	建設工事に係る入札及び契約の透明性並びに公正な競争の確保に必要な事項を調査審議し、並びに建設工事の入札及び契約手続に係る再苦情の申立てについて審査すること。	5人	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が適当と認める者	2年
各務原市	公害対策の基本方針の	10人	(1) 学識経験を有する者	2年

公害対策 審議会	策定及び変更に必要な 事項並びに公害の予防 対策及び被害対策につ いて調査審議すること。 。		(2)市内の事業所に勤務す る者 (3)市議会の議員	
各務原市 環境市民 会議	環境の保全及び持続可 能な社会に向けた取組 について調査審議し、 及び評価し、並びに市 の環境の現状について 提言すること。	9人	(1)学識経験を有する者 (2)地域において環境に関 する活動を行う団体の 役員等 (3)市内の事業所に勤務す る者 (4)市民	2年
各務原市 アルゼン チンアリ 防除対策 協議会	アルゼンチンアリの被 害防止対策について調 査審議すること。	9人	(1)学識経験を有する者 (2)アルゼンチンアリが生 息する区域の地域団体 の役員等 (3)関係行政機関の職員	2年
各務原市 地域福祉 計画策定 委員会	社会福祉法（昭和26 年法律第45号）第1 07条第1項に規定す る市町村地域福祉計画 の策定及び変更につ いて必要な事項を調査審 議すること。	18人	(1)学識経験を有する者 (2)社会福祉に関する事業 等に従事する者 (3)医療関係団体、地域団 体その他の団体の役員 等 (4)学校教育関係者 (5)関係行政機関の職員	委嘱又は 任命の日 から調査 審議が終 了するま で
各務原市 福祉有償 運送運営 協議会	道路運送法施行規則 （昭和26年運輸省令 第75号）第49条第 2号に規定する福祉有 償運送（以下「福祉有 償運送」という。）の 必要性及び収受する対 価その他福祉有償運送 に関する事項について 調査審議すること。	12人	(1)学識経験を有する者 (2)道路運送法（昭和26 年法律第183号）第9 条第6項第3号に規定 する一般旅客自動車運 送事業者（以下「一般旅 客自動車運送事業者」と いう。）その他の団体の 役員等 (3)福祉有償運送を行っ ている団体の代表者 (4)市民 (5)関係行政機関の職員	2年
各務原市 障害者施 策推進協 議会	障害者基本法（昭和4 5年法律第84号）第 36条第4項各号に掲 げる事務を処理するこ と。	20人	(1)学識経験を有する者 (2)障がい者団体、医療関 係団体、地域団体その 他の団体の役員等 (3)障がい者福祉に関する	2年

			事業等に従事する者 (4) 市の職員	
各務原市 障がい者 計画等策 定委員会	障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画の策定及び変更について必要な事項を調査審議すること。	20人	(1) 学識経験を有する者 (2) 障がい者団体、医療関係団体、地域団体その他の団体の役員等 (3) 障がい者福祉に関する事業等に従事する者 (4) 市の職員	委嘱又は任命の日から調査審議が終了するまで
各務原市 発達支援 審査会	児童福祉法第4条第2項に規定する障害児（以下「障害児」という。）に係る同法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第1項に規定する介護給付費等の支給の要否の決定及び変更の決定を行うに当たって必要な事項を審査すること。	8人	(1) 障害児の療育に関し優れた識見を有する者 (2) 市の職員	1年
各務原市 老人ホー ム入所判 定委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の規定による養護老人ホームへの入所措置及びその継続の要否について審査すること。	6人	(1) 医師 (2) 養護老人ホームの代表者 (3) 関係行政機関の職員	1年
各務原市 地域包括	介護保険法（平成9年法律第123号）第1	17人	(1) 保健医療関係団体、福祉関係団体その他の団	3年

支援センター運営協議会	15条の46第1項に規定する地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）の設置及び運営について調査審議し、並びに運営について評価すること。		体の役員等 (2)介護保険法第115条の32第1項に規定する介護サービス事業者（以下「介護サービス事業者」という。） (3)介護保険の被保険者	
各務原市成年後見制度利用促進協議会	各務原市成年後見支援センターの運営について調査審議し、及び評価し、並びに成年後見制度の利用の促進その他認知症である者等の権利擁護について必要な事項を調査審議すること。	15人	(1)成年後見制度に関し優れた識見を有する者 (2)地域包括支援センターの職員 (3)福祉関係団体の役員等	2年
各務原市フレイル予防推進委員会	要介護状態に至る前段階で自立障害又は健康障害を招きやすい状態の高齢者を早期に把握し、適切な支援へつなげる体制の構築について必要な事項を調査審議すること。	17人	(1)介護予防に関し優れた識見を有する者 (2)地域包括支援センターの職員 (3)福祉関係団体の職員 (4)市民 (5)市の職員 (6)その他市長が適当と認める者	委嘱又は任命の日から同日の属する年度の末日まで
各務原市在宅医療・介護連携推進会議	介護保険法第115条の45第2項第4号及び第6号に規定する事業（以下「在宅医療・介護連携推進事業等」という。）の課題及び対策について調査審議すること。	16人	(1)保健医療関係団体の役員等 (2)介護サービス事業者 (3)在宅医療・介護連携推進事業等に従事する者 (4)地域包括支援センターの職員 (5)市の職員	3年
かかみがはら高齢者総合プラン策定委員会	老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画の策定及び変更について必要な事項を調査審議すること。	18人	(1)学識経験を有する者 (2)保健医療関係団体及び福祉関係団体の役員等 (3)介護サービス事業者 (4)介護保険の被保険者 (5)市の職員	委嘱又は任命の日から調査審議が終了するまで

各務原市 介護保険 地域密着 型サービ ス等適正 運営委員 会	介護保険法第8条第1 4項に規定する地域密 着型サービス事業及び 同法第8条の2第12 項に規定する地域密着 型介護予防サービス事 業（以下「地域密着型 サービス事業等」とい う。）を行う事業者の 指定その他の地域密着 型サービス事業等の運 営について必要な事項 並びに老人福祉法第2 9条第1項に規定する 有料老人ホームの適正 な運営を確保するため に必要な事項を調査審 議すること。	8人	(1) 学識経験を有する者 (2) 医療関係団体及び福祉 関係団体の役員等 (3) 介護サービス事業者 (4) 介護保険の被保険者	3年
各務原市 子ども・ 子育て会 議	子ども・子育て支援法 (平成24年法律第6 5号)第77条第1項 各号に掲げる事務を処 理すること。	20人	(1) 学識経験を有する者 (2) 地域において子育て支 援活動を行う者 (3) 子育て支援関係団体及 び医療関係団体の役員 等 (4) 学校教育関係者 (5) 事業主を代表する者 (6) 労働者を代表する者 (7) 市民	2年
各務原市 子ども館 運営委員 会	子ども館の運営につい て必要な事項を調査審 議すること。	13人	(1) 学識経験を有する者 (2) 地域において子育て支 援活動を行う者 (3) 子ども館の利用者を代 表する者 (4) 学校教育関係者 (5) 市の職員	1年
各務原市 地域型保 育事業者 選定委員 会	子ども・子育て支援法 第29条第1項に規定 する特定地域型保育事 業者の選定について審 査すること。	5人	(1) 学識経験を有する者 (2) 各務原市子ども・子育 て会議の委員 (3) 地域において子育て支 援活動を行う者 (4) 障がい者福祉に関する 事業に従事する者 (5) 市の職員	委嘱又は 任命の日 から審査 が終了す るまで

各務原市 予防接種 健康被害 調査委員 会	市が実施した予防接種により発生した健康被害について調査審議すること。	7人	(1)医療関係団体の役員等 (2)医師 (3)関係行政機関の職員	委嘱又は任命の日から調査審議が終了するまで
各務原市 健康増進 計画策定 委員会	健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画の策定及び変更について必要な事項を調査審議すること。	13人	(1)保健医療関係団体及び福祉関係団体の役員等 (2)学校教育関係者 (3)関係行政機関の職員 (4)その他市長が適当と認める者	委嘱又は任命の日から調査審議が終了するまで
各務原市 自殺対策 計画策定 委員会	自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に規定する市町村自殺対策計画の策定及び変更について必要な事項を調査審議すること。	14人	(1)学識経験を有する者 (2)保健医療関係団体、福祉関係団体その他の団体の役員等 (3)学校教育関係者 (4)関係行政機関の職員	委嘱の日から調査審議が終了するまで
各務原市 農業振興 地域整備 促進協議 会	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条に規定する農業振興地域整備計画（以下「農業振興地域整備計画」という。）の策定及び変更に必要な事項並びに農業振興地域整備計画に基づく重要な事業の推進等について調査審議すること。	8人	(1)農業関係団体の代表者 (2)市議会の議員 (3)農業委員会の委員 (4)各務原市都市計画審議会の会長	3年
各務原市 農業委員 候補者選 考委員会	農業委員会の委員の候補者の選考について審査すること。	5人	(1)農業関係団体の代表者 (2)地域団体の役員等 (3)市の職員	3年
各務原市 都市再生 整備計画 事業評価 委員会	都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第46条第1項に規定する都市再生整備計画の事業の評価に関する事項について調査審議すること。	5人	(1)都市計画又はまちづくりに関し優れた識見を有する者 (2)その他市長が適当と認める者	1年

	各務原市都市計画マスタープラン策定委員会	都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する基本方針の策定及び変更について必要な事項を調査審議すること。	12人	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民又は市内の事業所に勤務する者 (3) 市の職員	委嘱又は任命の日から調査審議が終了するまで
	各務原市立地適正化計画策定委員会	都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画の策定及び変更について必要な事項を調査審議すること。	12人	(1) 学識経験を有する者 (2) 福祉関係団体、商工業団体、一般旅客自動車運送事業者、地域団体その他の団体の役員等 (3) その他市長が適当と認める者	委嘱の日から調査審議が終了するまで
	各務原市緑の基本計画策定委員会	都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項に規定する基本計画の策定及び変更について必要な事項を調査審議すること。	12人	(1) 学識経験を有する者 (2) 市民又は市内の事業所に勤務する者 (3) 市の職員	委嘱又は任命の日から調査審議が終了するまで
水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長	各務原市上下水道事業経営審議会	水道事業及び下水道事業の経営に関する重要事項について調査審議すること。	10人	(1) 企業経営に関し優れた識見を有する者 (2) 市民	2年
教育委員会	各務原市学校給食センター物資選定委員会	各務原市学校給食センターにおける給食用物資及びその購入先の選定について審査すること。	10人	(1) 学校教育関係者 (2) 市の職員	1年
	各務原市特別支援教育推進連携協議会	特別支援教育の推進について必要な事項を調査審議し、及び特別支援教育に係る一貫した支援体制の整備の推進を図ること。	8人	(1) 学識経験を有する者 (2) 医療関係団体及び障がい者団体の役員等 (3) 学校教育関係者 (4) 市の職員	1年
	各務原市教育支援委員会	特別な支援を要する児童生徒の就学先及び就学後の継続的な教育支援について調査審議す	14人	(1) 学識経験を有する者 (2) 医療関係団体の役員等 (3) 学校教育関係者 (4) 市の職員	1年

	ること。		(5)その他教育委員会が適 当と認める者	
各務原市 学校結核 対策委員 会	市立学校における結核 対策について必要な事 項を調査審議するこ と。	8人	(1) 医師 (2) 学校教育関係者 (3) 関係行政機関の職員	2年
各務原市 立学校職 員人事評 価苦情審 査会	市立学校の教職員に係 る人事評価の苦情処理 の申出について審査す ること。	4人	(1) 学識経験を有する者 (2) 教育委員会の委員 (3) 市の職員	委嘱又は 任命の日 から審査 が終了す るまで
各務原市 中学生海 外派遣生 徒選考委 員会	中学生海外派遣事業に 係る派遣生徒の選考に ついて審査すること。	6人	(1) 学識経験を有する者 (2) 教育委員会の委員 (3) 教育長 (4) 市の職員	委嘱又は 任命の日 から審査 が終了す るまで
各務原市 史編さん 委員会	各務原市史の編さんに 関する基本方針その他 の各務原市史の編さん について必要な事項を 調査審議すること。	8人	(1) 学識経験を有する者 (2) 地域団体その他の団体 の役員等 (3) 市民 (4) その他教育委員会が適 当と認める者	委嘱の日 から同日 の属する 年度の翌 年度の末 日まで
各務原市 スポーツ 推進計画 策定委員 会	スポーツ基本法（平成 23年法律第78号） 第10条第1項に規定 する地方スポーツ推進 計画の策定及び変更に ついて必要な事項を調 査審議すること。	10人	(1) 学識経験を有する者 (2) スポーツ関係団体その 他の団体の役員等 (3) 教育長 (4) 学校教育関係者 (5) 市の職員	委嘱又は 任命の日 から調査 審議が終 了するま で

別表第2（第2条—第5条関係）

附属機関	所掌事務	委員の 定数	委員の構成	委員の任期
契約の相 手方選定 に係る委 員会	市が発注する業務等に 係る契約の相手方の候 補者の選定について審 査すること。	それぞ れの委 員会ご とに9 人	(1) 当該業務等に関し優れ た識見を有する者 (2) 市の職員 (3) その他執行機関等が適 当と認める者	委嘱又は任命の 日から審査が終 了するまで





## 議第84号

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年11月26日提出

各務原市長 浅野健司

### 提案理由

各務原市附属機関設置条例の制定に伴い、附属機関の委員の報酬を定める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「防災会議、国民保護協議会、生活安全推進協議会、民生委員推薦会、農業振興地域整備促進協議会、都市計画審議会、学校給食センター運営委員会又は少年自然の家運営委員会の委員」を「附属機関の委員その他の構成員」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条、第5条関係）

区分		報酬		費用弁償
教育委員会	委員	月額	40,000円	各務原市職員等の旅費に関する条例（昭和40年条例第12号。以下「旅費条例」という。）に規定する市長等の旅費額に相当する額
選挙管理委員会	委員長	月額	27,000円	
	委員	月額	22,000円	
監査委員	識見を有する監査委員	月額	65,000円	
	議会選出の監査委員	月額	35,000円	
	監査専門委員	日額	16,000円	
公平委員会	委員	日額	9,500円	
農業委員会	会長	月額	18,000円	
	委員	月額	15,000円	
	農地利用最適化推進委員	月額	15,000円	
固定資産評価審査委員会	委員	日額	9,500円	月額報酬のほか、年額報酬として160,000円以内で市長が定める額
災害弔慰金等支給審査委員会	委員	日額	16,000円	旅費条例に規定する8級の職務にある者の旅費額に相当する額
障害支援区分認定審査会	委員	日額	16,000円	
介護認定審査会	委員	日額(審査判定業務)	16,000円	
		日額(審査判定以外の業務)	8,000円	
教育支援委員会	委員	日額	7,500円	
学校結核対策委員会	委員	日額	10,500円	
学校運営協議会	委員	日額	1,000円	

スポーツ推進委員	年額	46,000円	
附属機関の委員その他の構成員（別に定めるものを除く。）	日額	6,500円	
市職員健康管理医師	年額	100,000円+55円×職員数	
福祉事務所嘱託医師	月額	63,000円	
特別障害者手当等認定嘱託医師	月額	18,000円	
育成医療認定嘱託医師	月額	10,000円	
保育所嘱託内科医師	年額	180,000円+80円×児童数	
保育所嘱託歯科医師	年額	180,000円+80円×児童数	
保育所嘱託薬剤師	年額	110,000円+65円×児童数	
児童扶養手当障害認定嘱託医師	日額	18,000円	
鳥獣被害対策実施隊員	年額	7,000円	
土地区画整理評価員	日額	6,500円	
景観アドバイザー	日額	6,500円	
学校嘱託内科医師	年額	180,000円+80円×児童生徒数	
学校嘱託歯科医師	年額	180,000円+80円×児童生徒数	
学校嘱託眼科医師	年額	180,000円+80円×児童生徒数	
学校嘱託耳鼻科医師	年額	180,000円+80円×児童生徒数	
学校嘱託薬剤師	年額	110,000円+65円×児童生徒数	
公立学校教職員産業医師	年額	300,000円	
公立学校教職員健康管理医師	年額	40,000円	
選挙関係	選挙長	日額	13,000円
	投票投票所	日額	13,000円
	管理期日前投票所	日額	12,000円
	開票管理者	日額	13,000円
	投票投票所	日額	11,000円
	立会期日前投票所	日額	10,000円
	指定病院等における不在者投票の外部立会人	日額	10,700円の範囲内で従事する時間に応じ、任命権者が市長と協議して定める額
	開票立会人	日額	11,000円
	選挙立会人	日額	11,000円

附 則  
(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(各務原市水道事業及び下水道事業の非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の廃止)

2 各務原市水道事業及び下水道事業の非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年条例第18号）は、廃止する。

議第 85 号

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

出産育児一時金の本体額及び加算額を改めるため、この条例を定めようとする。

## 各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

各務原市国民健康保険条例(昭和38年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改め、同項ただし書中「1万6,000円」を「1万2,000円」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

## 議第86号

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年11月26日提出

各務原市長 浅野健司

### 提案理由

特定教育・保育施設等の電磁的方法による書面の作成等について定めるため、この条例を定めようとする。



各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第53条」の次に「・第54条」を加える。

第5条第2項から第5項までを削る。

第38条第2項を削る。

第53条を第54条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第1号において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

- ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
- (2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
- 3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- (1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの
- (2) ファイルへの記録の方式
- 5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又

は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ及び第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、同項第1号イ中「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあり、及び「同項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

(各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「第49条」の次に「・第50条」を加える。

第49条を第50条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録）

第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 87 号

各務原市手数料条例の一部を改正する条例について

各務原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

認定長期優良住宅容積率制限特例許可申請手数料を定める等のため、この条例を定めようとする。

## 各務原市手数料条例の一部を改正する条例

各務原市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表22の項第1号中「第3項」を「第5項」に改め、「法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ」を削り、「」による審査を受けた」を「」が交付する同法第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが添付されている」に、「審査を受けた長期優良住宅建築等計画」を「確認を受けた長期優良住宅建築等計画」に改め、同号ア中「6,000円」を「1万4,000円」に、「9,000円」を「2万円」に改め、同号イ中「を、当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請する住戸の数の合計数で除して得た金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同号イ（ア）中「1万2,000円」を「2万4,000円」に、「1万8,000円」を「3万5,000円」に改め、同号イ（イ）中「2万1,000円」を「3万8,000円」に、「3万2,000円」を「5万6,000円」に改め、同号イ（ウ）中「3万1,000円」を「6万2,000円」に、「4万6,000円」を「9万2,000円」に改め、同号イ（エ）中「5万7,000円」を「9万8,000円」に、「8万5,000円」を「14万6,000円」に改め、同号イ（オ）中「9万7,000円」を「14万8,000円」に、「14万5,000円」を「22万1,000円」に改め、同号イ（カ）中「16万円」を「25万円」に、「23万9,000円」を「37万4,000円」に改め、同号イ（キ）中「19万6,000円」を「31万6,000円」に、「29万4,000円」を「47万2,000円」に改め、同号イ（ク）中「20万9,000円」を「35万8,000円」に、「31万4,000円」を「53万6,000円」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「第3項」を「第5項」に、「前2号」を「前号」に改め、同号イ中「を、当該共同住宅等に係る計画の認定について同時に申請する住戸の数の合計数で除して得た金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同号を同項第2号とし、同項第4号中「第3項」を「第5項」に、「前3号」を「前2号」に改め、「を当該申請に係る計画の認定について同時に申請する住戸の数の合計数で除して得た金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同号を同項第3号とし、同項第5号中「の規定による」を「に規定する」に改め、「決定した場合」の次に「又は同条第3項に規定する管理者等が選任された場合」を加え、「法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることにつき、あらかじめ」を削り、「による審査を受けたもの」を「が交付する

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第5項に規定する確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添付する場合」に、「審査を受けた長期優良住宅建築等計画」を「確認を受けた長期優良住宅建築等計画」に改め、同号ア中「3,000円」を「7,000円」に、「4,500円」を「1万円」に改め、同号イ中「を、当該共同住宅等の住戸のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除して得た金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同号イ（ア）中「6,000円」を「1万2,000円」に、「9,000円」を「1万7,500円」に改め、同号イ（イ）中「1万500円」を「1万9,000円」に、「1万6,000円」を「2万8,000円」に改め、同号イ（ウ）中「1万5,500円」を「3万1,000円」に、「2万3,000円」を「4万6,000円」に改め、同号イ（エ）中「2万8,500円」を「4万9,000円」に、「4万2,500円」を「7万3,000円」に改め、同号イ（オ）中「4万8,500円」を「7万4,000円」に、「7万2,500円」を「11万500円」に改め、同号イ（カ）中「8万円」を「12万5,000円」に、「11万9,500円」を「18万7,000円」に改め、同号イ（キ）中「9万8,000円」を「15万8,000円」に、「14万7,000円」を「23万6,000円」に改め、同号イ（ク）中「10万4,500円」を「17万9,000円」に、「15万7,000円」を「26万8,000円」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号を削り、同項第7号中「の規定による」を「に規定する」に改め、「決定した場合」の次に「又は同条第3項に規定する管理者等が選任された場合」を加え、「前2号」を「前号」に改め、同号イ中「を、当該共同住宅等の住戸のうち既に計画の認定を受けた住戸の数の合計数で除して得た金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同号を同項第5号とし、同項第8号中「についての審査」の次に「の申出」を加え、「の規定による」を「に規定する」に改め、「決定した場合」の次に「又は同条第3項に規定する管理者等が選任された場合」を加え、「前3号」を「前2号」に改め、「を申請に係る住戸数で除して得た金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を削り、同号を同項第6号とし、同項に次の1号を加える。

7 法第18条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率に係る制限の特例	認定長期優良住宅容積率制限特例許可申請手数料	1件につき	16万円	
---	------------------------	-------	------	--

の許可の申請に対する 審査				
------------------	--	--	--	--

附 則

この条例は、令和4年2月20日から施行する。

議第 88 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日提出

各務原市長 浅野 健 司

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
各務原市桐野町ふれあいセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称  
各務原市那加桐野町 6 丁目 2 6 8 番地  
各務原市那加桐野町自治会  
会長 村 瀬 尚 武
- 3 指定の期間  
令和 4 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで





議第89号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

令和3年11月26日提出

各務原市長 浅野健司

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
岐阜かかみがはら航空宇宙博物館
- 2 指定管理者となる団体の名称  
各務原市下切町5丁目1番地  
公益財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館  
理事長 松井孝典
- 3 指定の期間  
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで



議第 90 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

令和 3 年 11 月 26 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

開発行為により設置された道路を市道として認定しようとする。

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
市道 鵜 1 4 1 8 号線	各務原市鵜沼羽場町 2 丁目 1 7 1 番	地先から
	各務原市鵜沼羽場町 2 丁目 1 7 0 番 1 3	地先まで
市道 那 1 1 5 1 号線	各務原市入会町 4 丁目 6 9 番 1	地先から
	各務原市入会町 4 丁目 6 9 番 2	地先まで





